

令和5年4月

南校舎における携帯電話の使用規定について

1 規定

「家庭との連絡を取るため、登下校時の必要な範囲での携帯電話の使用を許可する。ただし、校内については、許可された場合を除き、携帯電話の携帯を禁止する。」

2 運用

○生徒

- ・ 校内に入る前に携帯電話のスイッチを切る。
- ・ 教室に入ったら各自のロッカーにスイッチを切った状態で保管する（その際必ずロッカーを施錠する）。
- ・ 帰りのショートホームルームが終了した後、ロッカーから携帯電話を出す。
- ・ 校門を出てからスイッチを入れる。

なお校外において、「ながらスマホ」、イヤホンを利用した使用、周囲に迷惑のかかる使用は、指導対象となります。

3 保護者へのお願い

生徒が在校中（平日8：30～17：00）、緊急に連絡を取る場合）、学校まで電話をしてください。緊急の場合は授業中でも生徒の呼び出しをします。

折り返し連絡が必要な場合は学校から連絡できるよう対応します。